

意見書

第 201500057205 号

平成 27 年 7 月 8 日

鳥取県男女共同参画推進員

入 澤 博 和

衣 笠 優 子

田 中 俊 一

谷 口 麻有子

平成 27 年 1 月 22 日付で鳥取県民から提出された申出について、鳥取県男女共同参画推進条例第 30 条第 1 項の規定により下記のとおり意見公表します。

記

1 申出の内容

平成 27 年 1 月 23 日（金）開催の輝く女性活躍加速化とっとり会議主催「中国地方輝く女性活躍フォーラム in とっとり」のチラシに、つながるネットワーク交流会の参加費として、女性 3,600 円、男性 4,200 円との記載内容に違和感を感じましたので申出いたします。

その理由として、男女共同参画を推進する部門として、男女で参加費に差がある（もとのホテルニューオータニの店の設定料金であれば、その旨の注記等をする配慮が必要）こと自体に、担当者や担当部門が、違和感や配慮の必要性を感じないこと自体に問題があるとも感じます。

今後、このような疑問を感じさせない様な取り組みをお願いします。

2 他の機関等への相談等の状況

他の機関等への相談はしていない。

3 意見の内容

- (1) 県は、各事業のチラシやポスターなどを作成する際、女性と男性が合理的な理由なく異なる扱いを受けている印象を持たれることがないように、表現方法や記載内容について十分に検討と確認を行うべきである。
- (2) 県は、男女共同参画を推進する立場において、常に県民から男女共同参画の視点における批判に晒されていることを自覚して、業務を行う全職員が常に問題意識と緊張感をもって業務に取り組むよう努めるべきである。

なお、意見公表の理由は別紙「報告書」のとおり。